お困りごと相談
税務編

自己紹介

1975/4～1981/6　ヤマハ㈱入社　インドネシア工場立上支援分野配属

1981/6～1987/3　インドネシア工場生産課長　電子鍵盤楽器の組立生産

1987/3～1995/7　インドネシア工場長　電子楽器、ピアノ、ギターの輸出拠点化

1995/7～2005/3　帰国、インドネシアを普及品の生産拠点化するプロジェクト

2005/3～現在　ヤマハ退職、インドネシア進出サポートコンサルタントとして独立

インドネシア語翻訳・通訳

静岡大学客員教授、専修大学客員講師

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)専門家

独立行政法人 中小企業基盤整備機構アドバイザー

一般社団法人海外事業支援センター(OBAC)アドバイザー

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）講師

一般社団法人日本インドネシアビジネス協会(ABJI)理事

などを経歴し、これまでのインドネシア進出支援企業数は約100社

インドネシアと
の関わりも51年
になりました

セミナー要旨

- 習慣、文化、宗教、法律、言語の異なるインドネシアにおいて、問題を抱えて苦悩している日本人を時々見かけます。

- 本社に頼れないだけでなく、現地に於いても限られたリソースやネットワークで、孤軍奮闘している姿には心が痛みます。

- そこで、50年間のインドネシアでの仕事の経験を基に、労務・経理・税務・総務・営業・製造・調達・輸出入・物流・駐在員の各分野での、お困りごと相談と題するセミナーをシリーズで開催することにしました。

- このセミナーでは、税務分野で想定されるお困りごとをいくつか取り上げて、それへの対応策を解説します。

- このセミナーが、孤軍奮闘されている駐在員にとって、少しでもお役に立てることを願っております。

- 参考資料　わるわかりインドネシアの税制
  インドネシアでの税務問題回避対策

目次

1. 法人税に対する税務調査
2. 個人所得税の課税範囲
3. 付加価値税の仕組み
4. 奢侈品税の対象
5. 輸入関税の特定
6. 免税・保税輸入の方法
7. 土地・建物購入時の地方税
8. 海外送金時の課税
9. 赤字決算での確定申告
10. 日本人駐在員に対する課税

1. 法人税に対する税務調査

昨年度の確定申告を済ませた後に、国税庁から税務調査に入るとの通告が来て、どのように対処すべきか困っている。

- 先ずは普段から支援を受けている公認会計士および税理士に、どのように対処すべきかを相談しましょう。
- 基本的には、インドネシアでの税務調査の慣習を理解している、彼ら専門家の意見に従うことが無難です。
- 日本人の感覚では納得出来ないとして争うことも可能ですが、勝訴する保証は無く、膨大な時間と費用、そして労力を覚悟しなくてはなりません。
- また、自分の主張を通すために、日本人が前面に出ると、纏まる話も纏まらなくなる可能性があるので、“郷に入りては郷に従え”で腹を決めることも必要です。
- 万が一、全ての会計データを持ち去られた場合でも、その後の業務に障害が出ない様に、データのバックアップは必ず取って置くようにしましょう。

2. 個人所得税の課税範囲

従業員の毎月の個人所得税の源泉徴収は、経理のスタッフに任せているが、本当に正しいのか判断出来なくて困っている。

- 会社側から従業員に支払われる給与・賃金の他に、以下の様な現金で支払われる全ての手当が課税対象となります。
  - 役職手当
  - 現金払いの通勤手当
  - 現金払いの食事手当
  - レバラン手当
  - 時間外手当
  - 家族手当
  - 出産手当
  - 死亡手当
  - 特別賞与
  - 社会保険料の会社負担分
  - 注）退職金は課税対象外

- 日本人も含めた会社幹部へ供与された、社用車および社宅の費用も課税対象となります。

3. 付加価値税の仕組み

インドネシアの付加価値税は日本の消費税と同じ仕組みと聞いて、益々分からなくなって困っている。

- 日本では“消費税”と名付けられていますが、正確にはインドネシアで名付けられている“付加価値税”が正しい名称です。
- 付加価値とは売上から仕入材料費および支払経費を差し引いたもので、利益と人件費の合計です。
- この利益と人件費に対する税金を毎月支払うために、便宜的に仕入材料と支払経費に対する11%を支払い、売上に対する11%を受け取り、その差額を付加価値税として納税しています。
- 世界中の付加価値税の目的は、輸出振興のための補助金であり、補助金とするとWTO違反になるため、輸出額の11%を付加価値税還付金として払い戻す形を取っています。
- 注意すべきは、付加価値税は税前利益が赤字であっても支払う義務があるため、資金が不足する場合は、付加価値税支払の為に借入金を必要とすることです。

4. 奢侈品税の対象

自社で扱っている商品の取引に際しては、現在は奢侈品税を支払っていないが、本当に該当しないのか確認出来なくて困っている。

- 奢侈品税の該当の是非は、HSコード（Harmonized System:商品の名称及び分類についての国際統一システム）で確認出来ます。
- 商品を正しく特定するために、まず日本国の税関の公式サイト上で、日本語で検索します。
- インドネシア税関総局の公式サイトでHSコードを入力し、Detailページにて奢侈品税の有無および税率を確認出来ます。
- 奢侈品税の課税対象は広範囲に亘っていますので、推測で判断することは危険です。

5. 輸入関税の特定

日本など海外から物品を輸入する際に、その輸入関税を特定し、さらには特恵関税適用の有無を確認する方法が分らなくて困っている。

- 輸入関税についての情報は、HSコード（Harmonized System:商品の名称及び分類についての国際統一システム）で確認出来ます。
- 商品を正しく特定するために、まず日本国の税関の公式サイト上で、日本語で検索します。
- インドネシア税関総局の公式サイトでHSコードを入力し、Detailページにて輸入関税率、ならびに輸入国別の特恵関税を確認出来ます。
- 輸入関税率と輸入国別の特恵関税は随時変更になりますので、前回の輸入時と同じと安易に判断しない方が無難です。
- 特恵関税を適用させるには輸出国発行の原産地証明が必要ですが、その詳細については該当国の発行機関に確認して下さい。

6. 免税・保税輸入の方法

再輸出の割合が増えて来ており、輸入部材の関税等を免除出来る保税工場にしたいが、どのように進めて良いのか分らなくて困っている。

- 総売上金額に占める輸出の割合が50%未満で続く場合は、保税工場の条件を満たしていないため、輸出目的輸入便宜制度（KITE）を利用すると良いでしょう。
- 書類上の手続きだけで、保税工場のように施設を改造する必要がないため、比較的短期間で対応出来る制度です。
- 総売上金額に占める輸出の割合が50%以上で続く場合は、保税工場の資格を取得することが望まれます。
- 物理的に外部から遮断して、機械設備を含む全ての物品の出入りを管理するため、塀、門扉、守衛所などの構造物の改造工事が必要となります。
- 何れの手続きも、この分野の業務に慣れた、現地のコンサルティング会社の支援を受けた方がスムーズに進むと思います。

7. 土地・建物購入時の地方税

工場用地やレンタル工事を買い上げた際に、どのような税金をどのタイミングで支払うのか分らなくて困っている。

- 売買契約が成立し、金額の支払が澄んだ後に、売った側は課税額の2.5%を所得税として納税、買った側は課税額の5.0%を取得税として納税します。
- また、土地・建物の取引にも付加価値税が発生することを忘れないで下さい。
- 取得した後は毎年0.3%を土地・建物税として納税することになります。
- 何れの税金も土地・建物の評価額により左右されますが、特に土地の評価額は、公認土地鑑定士による評価額と、国税庁による評価額のいずれか高い方が適用されるため要注意です。
- 土地売買は不正の温床の一つですので、信用の置ける土地公証人（PPAT）に間に入ってもらうことが肝要です。

8. 海外送金時の課税

日本本社宛に色々な目的で海外送金をする際に、インドネシア側で源泉徴収される税金が、どうなっているのか分らなくてが困っている。

- 非居住の日本人に対して給与あるいはコンサルタント料金として海外送金する場合は、インドネシア国内と同様に個人所得税を源泉徴収することになります。

- 以下の目的で海外送金をする場合は、20%の源泉徴収をすることになります。
  1. 配当金支払い
  2. 親子ローンの金利支払い
  3. ロイヤリティーあるいは技術援助料の支払い
  4. その他サービスに対する報酬としての支払

- 尚、受け取った日本側においても、日本の税法に基づき所得税の支払義務が生じますのでご注意下さい。

9. 赤字決算での確定申告

販売不振や経費増大などの理由で、昨年度は赤字決算となったが、このまま確定申告して問題なのか分らなくて困っている。

- 赤字決算が理由で、国税局に対して法人税の控除や還付を請求すると、税務調査の対象となる可能性があります。
- 確定申告が決算報告の内容と異なることは問題にならないので、公認会計士や税理士と良く相談して、解釈の違いと称して、課税となり追徴金などが発生するリスクを避けるようにすべきです。
- 特にこれまでは黒字であったのに、突然赤字に転落した場合などは、移転価格の悪用で、日本側に利益が出るように操作したのではないかと、言い掛かりを付けられたりします。
- 1項で述べた“法人税に対する税務調査”も参考にして、適切な対応取るようにして下さい。

10.日本人駐在員に対する課税

インドネシアの個人所得税は日本に比べて税率が高いので、出来るだけ日本国内給与との調整で節税をしたいが、税金制度が分らなくて困っている。

- インドネシアの個人所得税は最高税率30%の累進課税で、会社から供与される社宅や社用車も含めた日本人の所得は、比較的高額ですから、ほぼ30%と考えるべきです。

- だからと言って、現地支払い給与額を極端に少なくすると、国税局が持っていると推測される、国別、企業規模別、職務別の外国人労働者給与相場と乖離し、逆に高額な見做し給与を適用される恐れがあります。

- 相場としては、給与が30万円/月＋社宅・社用車が20万円/月くらいかと思われます。

- 日本国内給与の所得税を日本国内で納税している場合は、インドネシアで申告する必要はありませんが、もし住民票を抜いて納税していない場合は、本来はインドネシア側でまとめて申告する義務があります。

最新のインドネシア情報はこちらから

インドネシア進出サポート公式サイト

https://www.hmkt.jp/

インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイトです。
毎月1日発行のメルマガのバックナンバーも掲載しています。
（Googleトップランキング）

インドネシア最新情報ブログ

https://per-inc.com/blog/

あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介しています。

インドネシア進出サポートウエブセミナー

https://www.youtube.com/channel/UCXghuRz7zRX5jLOXu75rQjQ

公式サイトに掲載されたセミナースライドサンプルの中から、ダウンロード件数の多いもの順に音声解説付きのスライドをアップロードしています。
インドネシア週刊ニュースダイジェストも毎週月曜日に発信しています。

愛する二つの祖国である、日本とインドネシアの発展のため、
全てのコンテンツは無料で公開されています

ご清聴ありがとうございました
ここからは質疑応答です